

## 3-2

## 相続税法の相続税の非課税財産

〔ランクA〕

1(3)(4)の下線を追加し、1(5)(6)及び2の下線を追加・修正する。

### 1. 相続税の非課税財産 (法12①)

重要度◎

(3) 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で一定のものが相続又は遺贈により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの（(4)を除く。）

(4) 公益信託の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

(5) 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で一定のものに基づいて支給される給付金を受ける権利

(6) 相続人の取得した生命保険金等（(5)を除く。以下同じ。）又は退職手当金等については、①又は②の区分に応じ、①又は②の部分

① すべての相続人が取得した生命保険金等又は退職手当金等の合計額が500万円に被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（以下「非課税限度額」という。）以下である場合

その相続人の取得した生命保険金等又は退職手当金等の金額

② ①の合計額がその非課税限度額を超える場合

次の算式により算出した金額

《算式》

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人の取得した生命保険金等又は退職手当金等の合計額}}{\text{①の合計額}}$$

### 2. 課税される場合 (法12②)

重要度○

1(3)の財産を取得した者がその財産を取得した日から2年を経過した日までにその財産をその公益を目的とする事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、1(3)の規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格に算入する。

**3-3****国等に対して相続財産を贈与した場合等の  
相続税の非課税等**

〔ランクA〕

**1(1)(2)、2(1)(2)の下線部を追加・修正する。****1. 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等**

重要度◎

**(1) 国等へ贈与した場合（措法70①⑩）**

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに国もしくは地方公共団体、特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

**(2) 公益信託へ支出した場合（措法70③）**

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに公益信託の信託財産とするために支出をした場合には、その支出によりその支出をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その支出をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

**2. 課税される場合**

重要度○

**(1) 特定の公益社団法人等へ贈与した場合（措法70②⑩）**

特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人で1(1)の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合には、1(1)の規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

**(2) 公益信託へ支出した場合（措法70④）**

1(2)の財産を受け入れた公益信託がその受入れの日から2年を経過した日までに終了した場合又はその公益信託の受託者がその財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合には、1(2)の規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

## 4-2

## 相続税法の贈与税の非課税財産

〔ランクA〕

1 (1)(3)の下線部を追加し、1 (4)を差し替え、2の下線部を追加・修正する。

### 1. 贈与税の非課税財産 (法21の3、21の4、21の2④)

重要度◎

- (1) 法人からの贈与により取得した財産及び公益信託から給付を受けた財産
- (3) 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で一定のものが贈与により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの(4を除く。)
- (4) 公益信託の受託者が贈与により取得した財産(その信託財産として取得したものに限る。)

### 2. 課税される場合 (法21の3②)

重要度○

1 (3)の財産を取得した者がその財産を取得した日から2年を経過した日までにその財産をその公益を目的とする事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、1 (3)の規定にかかわらず、その財産の価額は、贈与税の課税価格に算入する。

**4-4 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税**

〔ランクB〕

**3の下線部を追加する。****3. 追加適用を受ける場合**（措法70の2の2④）

重要度○

受贈者（30歳未満の者に限る。）が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（その教育資金非課税申告書に記載された金額が1,500万円に満たない場合に限る。）において、1の期間内に、その教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、その受贈者が新たに信託受益権を取得したとき、預金もしくは貯金として預入をしたとき、又は有価証券を購入したときは、その受贈者は、追加教育資金非課税申告書を、2(1)の取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金もしくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、1の規定の適用を受けることができる。ただし、その受贈者のその信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

**7-5**

**租税特別措置法の期限後申告、修正申告  
及び更正の請求の特則**

〔ランクB〕

1(1)①イ及びロの下線部を修正する。

**1. 相続税の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特則**

重要度◎

(1) 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70②④⑥⑦⑩）

① 修正申告の特則

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の規定の適用を受けて相続税の期限内申告書を提出した者（相続人及び包括受遺者を含む。）は、その規定の適用を受けた財産については、その2年を経過した日の翌日から4月以内に修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

イ 特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人でその財産の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

ロ その財産を受け入れた公益信託がその受け入れの日から2年を経過した日までに終了した場合又はその公益信託の受託者がその財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

**9-13** 医療法人の持分に係る経済的利益についての  
贈与税の納税猶予及び免除 [ランクC]

8(1)の下線部を修正する。

**8. 用語の意義**

重要度△

(1) 認定医療法人（措法70の7の9①）

平成26年改正医療法施行日から令和11年12月31日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人をいう。

**9-14** 医療法人の持分に係る経済的利益についての  
贈与税の税額控除 [ランクC]

5(1)の下線部を修正する。

5. 用語の意義

重要度△

(1) 認定医療法人（措法70の7の10①）

平成26年改正医療法施行日から令和11年12月31日までの間に厚生労働大臣  
認定を受けた医療法人をいう。

**9-15** 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈が  
あったものとみなされる場合の特例 [ランクC]

2(1)の下線部を修正する。

**2. 用語の意義**

重要度△

(1) 認定医療法人（措法70の7の11①）

平成26年改正医療法施行日から令和11年12月31日までの間に厚生労働大臣  
認定を受けた医療法人をいう。

**9-16** 医療法人の持分についての相続税  
の納税猶予及び免除

[ランクC]

8(2)の下線部を修正する。

**8. 用語の意義**

重要度△

(2) 認定医療法人（措法70の7の12①）

平成26年改正医療法施行日から令和11年12月31日までの間に厚生労働大臣  
認定を受けた医療法人をいう。

**9-17** 医療法人の持分についての相続税  
の税額控除

[ランクC]

4(2)の下線部を修正する。

4. 用語の意義

重要度△

(2) 認定医療法人（措法70の7の13①）

平成26年改正医療法施行日から令和11年12月31日までの間に厚生労働大臣  
認定を受けた医療法人をいう。